

米子市監査委員告示第3号

住民監査請求に基づく監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和8年2月12日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

第1 請求の受付

- 1 請求人
(省略)

2 請求の内容

(1) 住民監査請求書（原文まま）

住 民 監 査 請 求 書

地方自治法第242条第1項に基づき、下記のとおり住民監査請求を行う。

第1 対象となる行為等

1 対象事業

(1) 「自動運転バス運行事業」

(2) 米子市ホームページ掲載の

ア「自動運転バスの実証運行を行います」(ItemID: 47194)

イ「団体で自動運転バスに体験乗車できます」(ItemID: 60379)

2 対象となる公金の支出・契約等

(1) 自動運転バス実証運行事業に係る委託契約（BOLDLY株式会社その他事業者との契約一切）

(2) 上記事業の実施及び広報に要する公金支出（運行経費、委託料、広報費、職員人件費等）

第2 請求の趣旨

1 本事業が、以下の法令・指針等に基づく最低限の安全・サイバーセキュリティ体制を構築・文書化しないまま実施されている結果、違法又は著しく不当な公金支出となっていることについて監査を求める。

・サイバーセキュリティ基本法

・総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和6年10月版）」【必須要件】

・国土交通省「自動運転車の安全技術ガイドライン」

・米子市情報公開条例（特に第12条）

2 上記が認められる場合、監査委員に対し、

- (1) 当該事業に係る今後の公金支出の差止め又は是正勧告
(2) 既に行われた違法・不当な支出について、米子市長及び関係職員に対する損害賠償請求(求償)を行うよう求める。

第3 請求の理由

1 サイバーセキュリティ・安全ガイドライン無視の疑い

- (1) 本事業は、米子市ホームページにおいて「レベル4自動運転バスの早期社会実装に向けた取組」として位置づけられ、令和7年12月22日から令和8年2月27日までの実証運行、及び令和8年1月19日から2月25日までの団体向け体験乗車が告知されている。
- (2) しかし、令和7年12月4日付で請求人が提出した「自動運転バス事業に関する公文書公開請求」は、
ア 総務省ガイドライン必須要件への適合性評価文書
イ 国交省自動運転ガイドラインに基づく安全・サイバー評価文書
ウ サイバーセキュリティ基本法に基づく体制文書
エ 中国「国家情報法」「軍民融合」に関するサプライチェーン・リスク評価
オ BOLDLY社との契約におけるセキュリティ条項・CISO等の責任者文書の存在を求めたものであるが、令和7年12月21日時点で公開・非公開の決定通知も、決定期間延長通知も到達していない。
- (3) すなわち、レベル4自動運転バスを「誰でも乗車可能」「団体体験乗車も募集」として前のめりに実施しながら、その安全性・サイバーセキュリティ体制を裏付ける基本文書の有無すら示せていない疑いが極めて強い。

2 情報公開条例12条違反(決定・通知義務不履行)の疑い

- (1) 米子市情報公開条例第12条第1項は、「実施機関は、公文書公開請求があった日から起算して15日以内に公開するかどうかを決定し、その旨を請求者に通知しなければならない」と定める。
- (2) 同条2項は、やむを得ない理由により決定期間を延長する場合でも、「その旨及びその理由並びに延長後の決定期限を請求者に通知しなければならない」と定めている。
- (3) 請求人は、令和7年12月4日付公文書公開請求に対し、令和7年12月19日付で上記条例12条に基づく処理状況照会メールを送付したが、令和7年12月21日現在、米子市から決定通知・延長通知に関する一切の回答がない。

(4) このことは、

- ア 情報公開条例に基づく決定・通知義務の履行を怠っている可能性
イ 自動運転バス事業の安全性・適法性に関する説明責任を回避している可能性を強く示すものであり、「開かれた市政」を定める同条例の趣旨に反する。

3 公金支出の違法・不当性

- (1) サイバーセキュリティ基本法及び総務省・国交省のガイドラインは、地方公共団体に対し、重要インフラや公共交通に係る情報システムについて、適切なセキュリティポリシーの策定・体制整備・クラウド・委託先管理を求めている。
- (2) にもかかわらず、本事業において、
ア 上記ガイドラインの【必須要件】に対応した文書類が存在しない、又は極めて不十分である場合
イ BOLDLY社を含む委託・再委託先に対し、サイバーセキュリティ条項や中国リスクを明示的に考慮した契約管理を行っていない場合
ウ 情報公開請求に対して期限内に決定・通知すら行っていない事実が認められれば、住民の生命・身体・財産及び情報を危険にさらしながら数億円規模の事業を進めていることになり、公金の支出は「裁量権の範囲を著しく逸脱したもの」と評価されるべきである。

4 住民として看過できない理由

- (1) 実証運行・団体体験乗車の対象は、日常的に米子駅～鳥取大学医学部附属病院間を

利用する市民(高齢者・学生・患者等)であり、万一の事故やサイバー攻撃時に重大な被害が生じる可能性がある。

(2)そのような高リスク事業について、ガイドラインに沿った体制文書の有無すら示さないまま実施することは、地方自治法第1条の2(住民福祉の増進)の趣旨に反し、違法又は著しく不当な公金支出に当たる疑いが高い。

第4 監査で特に確認を求める事項

監査委員におかれては、次の点を特に確認いただきたい。

1 本事業に関し、以下の文書が実際に作成・保有されているか。

(1)総務省ガイドライン【必須要件】への適合性評価文書(ポリシー、体制図、評価シート、監査報告等)

(2)国交省自動運転ガイドラインに基づく安全・サイバーセキュリティ評価文書

(3)サイバーセキュリティ基本法に基づく体制文書(当該事業への適用状況)

(4)中国「国家情報法」「軍民融合」リスクを踏まえたサプライチェーン評価文書

(5)BOLDLY社等との委託契約における情報セキュリティ条項・責任分担を記載した部分

2 上記文書が存在しないか、内容が著しく不十分である場合、

(1)なおかつレベル4実証運行及び団体体験乗車を実施することが「合理的裁量の範囲内」と言えるか。

(2)そのような状態での委託料・運行経費等の公金支出が、違法又は著しく不当な支出に該当しないか。

3 情報公開条例12条に基づく決定・通知義務について

(1)令和7年12月4日付公文書公開請求に対し、いつまでにどのような決裁・処理が行われたか。

(2)決定通知又は延長通知を15日以内に行わなかった事実があれば、その責任の所在及び再発防止策。

(2) 事実証明書(題目等のみ)

・公文書非公開決定通知書(交起第557号-3)の写し

3 請求書の受付日

令和7年12月22日

4 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項が定める所定の請求要件の形式を備えているものと認めることとして、令和8年1月16日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の期間

令和8年1月19日から同年2月10日まで

2 監査対象事項

本件請求に基づき、米子市長が自動運転バス運行業務(以下「本件業務」という。)について、a 総務省ガイドライン必須要件への適合性評価文書、b 国交省自動運転ガイドラインに基づく安全・サイバーセキュリティ評価文書、c サイバーセキュリティ基本法に基づく体制文書(以下「本件文書」という。)について、作成していない状態で公金を支出すること(以下「本件公金の支出」という。)が、違法又は不当な支出と認められるかについて、監査対象とする。

なお、請求人は、請求の理由の中で、

① 2 情報公開条例12条違反(決定・通知義務不履行)の疑い

(1)米子市情報公開条例第12条第1項は、「実施機関は、公文書公開請求があった

日から 起算して15日以内に公開するかどうかを決定し、その旨を請求者に通知しなければならない」と定める。

(2)同条2項は、やむを得ない理由により決定期間を延長する場合でも、「その旨及びその理由並びに延長後の決定期限を請求者に通知しなければならない」と定めている。

(3)請求人は、令和7年12月4日付公文書公開請求に対し、令和7年12月19日付で上記条例12条に基づく処理状況照会メールを送付したが、令和7年12月21日現在、米子市から決定通知・延長通知に関する一切の回答がない。

(4)このことは、

ア 情報公開条例に基づく決定・通知義務の履行を怠っている可能性

イ 自動運転バス事業の安全性・適法性に関する説明責任を回避している可能性を強く示すものであり、「開かれた市政」を定める同条例の趣旨に反する。

② 情報公開請求に対して期限内に決定・通知すら行っていない事実が認められれば、住民の生命・身体・財産及び情報を危険にさらしながら数億円規模の事業を進めていることになり、公金の支出は「裁量権の範囲を著しく逸脱したもの」と評価されるべきである。

③(1)実証運行・団体体験乗車の対象は、日常的に米子駅～鳥取大学医学部附属病院間を利用する市民(高齢者・学生・患者等)であり、万一の事故やサイバー攻撃時に重大な被害が生じる可能性がある。

(2)そのような高リスク事業について、ガイドラインに沿った体制文書の有無すら示さないまま実施することは、地方自治法第1条の2(住民福祉の増進)の趣旨に反し、違法又は著しく不当な公金支出に当たる疑いが高い。

と主張している。

また、請求人は、監査で特に確認を求める事項の中で、

(1)令和7年12月4日付公文書公開請求に対し、いつまでにどのような決裁・処理が行われたか。

(2)決定通知又は延長通知を15日以内に行わなかった事実があれば、その責任の所在及び再発防止策。

の確認を求めている。

これらの情報公開請求に関する主張については、米子市情報公開条例に基づく行政手続の是非に関する問題であり、法第242条第1項に規定されている住民監査請求の対象となる財務会計上の行為とは認められないため、監査の対象とはしなかった。

3 監査の対象部局(関係職員)

総合政策部交通政策課

4 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

(1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠として資料の提出はなかった。

(2) 陳述の聴取

請求人より、口頭による陳述ではなく書面による陳述としたいとして書面の提出があり、令和8年2月2日に監査委員事務局長が当該書面に記載された事項を監査委員に読み上げた。

5 関係職員の証拠の提出及び陳述の聴取

法第199条第8項の規定に基づき、米子市長に弁明書及び証拠書類の提出を求めた。

(1) 証拠の提出

令和8年1月27日に米子市長から弁明書及び証拠書類が提出された。

(2) 陳述の聴取

令和8年2月2日に総合政策部交通政策課長の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

(1) 認定事実

請求書に添付された事実証明書、関係職員から提出された資料、公表資料を調査した結果、次のとおり事実を認定した。

ア 総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年10月版)」

「第1章 本ガイドラインの目的等 1 本ガイドラインの目的」によると、「本ガイドラインは、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。」としている。

なお、同ガイドラインにおいては、地方公共団体が行う事業に直接適用し、適合性の評価を行うことについて規定していない。

イ 国土交通省「自動運転車の安全技術ガイドライン」

「1. ガイドライン策定の背景・目的」によると、「自動運転車の導入初期段階において車両が満たすべき安全要件を定めることにより、国際的な議論を踏まえた安全基準や安全性評価(基準認証)手法が策定されるまでの間においても、適切に安全性を考慮した自動運転車の開発、実用化を促すことを目的として策定するものである。」としており、「4. 自動運転車の安全性に関する要件」によると、自動車製作者等及び自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者に対し、自動運転に用いられる車両の安全性の確保のための必要な措置を示している。

なお、同ガイドラインにおいては、地方公共団体が行う事業に直接適用し、安全・サイバーセキュリティ評価文書の作成をすることについて規定していない。

ウ サイバーセキュリティ基本法

第一条には「我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、同法と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。」とある。

なお、同法においては、地方公共団体が特定の事業に対してセキュリティを確保するための体制等を整備することについて規定していない。

(2) 監査委員の判断

住民監査請求は、法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該

普通地方公共団体の長について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

そして、住民監査請求の対象となる行為について、「法第242条第1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」と判示されている（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決）。

また、一般に、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、「裁量権の逸脱又はこれを濫用があった場合」であり、それが不当となるのは、「裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合」であると解するのが相当であると解されている。

そこで、本件公金の支出の前提となる本件文書の不作成について以下検討する。

総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和6年10月版）」によると、「本ガイドラインは、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方や内容について解説したものである。（第1章 本ガイドラインの目的等 1 本ガイドラインの目的）」とある。また、同ガイドラインにおいては、地方公共団体が行う事業に直接適用し、適合性の評価を行うことについて規定していない。

国土交通省「自動運転車の安全技術ガイドライン」は、「自動運転車の導入初期段階において車両が満たすべき安全要件を定めることにより、国際的な議論を踏まえた安全基準や安全性評価（基準認証）手法が策定されるまでの間においても、適切に安全性を考慮した自動運転車の開発、実用化を促すことを目的（1. ガイドライン策定の背景・目的）」としたものであり、自動車製作者等及び自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者に対し、自動運転車の導入初期段階において車両が満たすべき安全要件を示すものである。また、同ガイドラインにおいては、地方公共団体が行う事業に直接適用し、安全・サイバーセキュリティ評価文書の作成をすることについて規定していない。

サイバーセキュリティ基本法は、「我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、同法と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。（第一条）」とあり、同法においては、地方公共団体が特定の事業に対してセキュリティを確保するための体制等を整備することについて規定していない。

以上のことから、本件文書は、右法令、ガイドラインに作成が定められているものとは認められない。そうすると、その結果本件業務の執行に伴い発生する本件公金の支出について、請求人の主張する「裁量権の範囲を著しく逸脱したもの」という評価はあたらず、違法又は不当な財務会計上の行為であるとは認められない。

したがって、本件請求は、法第242条第1項に規定された要件を満たしていない事項と判断し、却下が相当である。

3 結論

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項に規定された要件を満たしていない請求と判断し、却下することとした。